

○厚生労働省告示第七十四号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第九項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十五日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表第1の1中(191)を(193)とし、(172)から(190)までを(174)から(192)までとし、(171)を(172)とし、その次に次のように加える。

(173) シン

別表第1の1中(170)を(171)とし、(36)から(169)までを(37)から(170)までとし、(35)の次に次のように加える。

(36) オフテシムムズ（遺伝子組換え）